

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料の免除及び還付に関する条例をここに公布する。

平成23年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料の免除及び還付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の免除)

第2条 知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けたと認められる者（以下「被災者」という。）に対しては、次に掲げる条例に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 岩手県牛馬寄託手数料条例（昭和26年岩手県条例第46号）
- (2) 岩手県種雄畜種付手数料条例（昭和28年岩手県条例第9号）
- (3) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）
- (4) 公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号）
- (5) 旅館業法施行条例（昭和45年岩手県条例第43号）
- (6) 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）
- (7) 特殊車両通行許可申請手数料徴収条例（昭和47年岩手県条例第13号）
- (8) 卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）
- (9) 精神保健福祉センター条例（昭和48年岩手県条例第35号）
- (10) 興行場法施行条例（昭和59年岩手県条例第33号）
- (11) 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号）
- (12) 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）
- (13) 理容師法施行条例（平成12年岩手県条例第22号）
- (14) 美容師法施行条例（平成12年岩手県条例第23号）
- (15) クリーニング業法施行条例（平成12年岩手県条例第24号）
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年岩手県条例第25号）
- (17) 温泉法施行条例（平成12年岩手県条例第26号）

- (18) と畜場法施行条例（平成12年岩手県条例第29号）
- (19) 食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）
- (20) 建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）
- (21) 岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）

（手数料の還付）

第3条 知事は、平成23年3月11日以後に被災者が納付した前条各号の条例に規定する手数料については、同条各号の条例の規定にかかわらず、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。